河北町財務規則の規定による業務委託契約約款

（総則）

第１条　受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

２　発注者は、この契約の成果（以下「目的物」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第３条　受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第４条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第５条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更することができる。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

（期限の延長）

第６条　受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第７条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第８条　受注者の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。

２　前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年2.5パーセントを乗じて計算した金額とする。

３　発注者の責に帰する事由により第10条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対して遅延日数に応じ年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

（検査及び引渡）

第９条　受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して完了通知書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の完了通知書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく、該当補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。前項の規定は、この場合準用する。

４　受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を発注者に引渡すものとする。

（委託料の支払）

第10条　受注者は、前条第４項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から、30日以内に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第11条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(１)　受注者の責に帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(２)　前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(３)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が河北町暴力団排除条例（平成24年条例第１号。以下この号において「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合等不正行為があった場合の発注者の解除権）

第11条の２　発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(１)　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合をむ。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第17条の２又は第20条第１項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(２)　受注者が独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第４項又は第20条の２から第20条の６までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(２)の２　受注者が独占禁止法第７条の２第１項ただし書の規定による命令を受けなかったと認められるとき。

(２)の３　受注者が独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。

(３)　受注者が第１号又は第２号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(４)　受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第４条の規定による刑に処せられたとき。

２　受注者は、この契約に関して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条　受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、違約金として、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(１)　第11条によりこの契約が解除された場合

(２)　この契約による債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(１)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(２)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(３)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

（談合等に係る違約金）

第12条の２　受注者は、この契約に関して第11条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代金額の10分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

３　委託業務が完成した後に、受注者が第11条の２第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

４　第１項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第13条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（前払金）

第14条　受注者は、業務委託料が一件500万円以上の業務委託料については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、頭書の履行期限を保証期限とし同条第２項に規定する前払金の保証に関する契約（以下「前払金の保証契約」という。）を締結したときはその保証書（以下「証書」という。）を発注者に寄託して、その証書記載の保証金額内において、業務委託料の10分の３以内の前払金を請求することができる。

２　前項の前払金の支払いの時期は、前項の規定により受注者が請求した日から14日以内とする。

３　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

４　業務内容の変更その他の事由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の４を超えるときは、受注者はその超過額を返還しなければならない。ただし、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認めるときは、発注者と受注者とが協議して別に定めるものとする。

５　前項の場合において、受注者は遅滞なくその旨を保証事業会社に通知し、前払金の保証契約の保証金額を減額したときは、直ちにその証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、前払金の保証契約の変更は、前払金の超過額を返還した後、行うものとする。

６　前払金の超過額返還の時期は第４項の委託料を減額した日から30日以内とする。

７　受注者が第５項の期間内に前払金の超過額を返還しないときは、発注者は、受注者に対してその未返還額につき年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

８　業務内容の変更その他の事由により工期を延長した場合においては、受注者は直ちに前払金の保証期間をその延長した工期まで延長し、その証書を寄託しなければならない。

９　事業内容の変更その他の事由により工期を短縮した場合においては、受注者は、遅滞なく保証事業会社に通知したときは直ちに証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、変更後の保証期限は工期短縮の履行期限とする。

10　受注者が第３項又は第８項の規定に違反したときは、発注者は、受注者に対して発注者の指定した期限内に前払金支払額の返還を請求することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条　暴力団員等から不当介入を受けたときは、直ちに所轄の警察署に通報するとともに発注者に報告し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

（契約外の事項）

第16条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。